

令和2年度 二名中学校 学校いじめ防止基本方針

学校番号 512

学校名 二名中学校

学校長 乾 浩章

1. いじめに対する考え方

(1) いじめの定義について

「いじめ」とは生徒などに対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止推進法第2条より）

(2) いじめに対する理解について

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。さらに、いじめは行われた回数にかかわらず、たとえ1回であっても生命又は身体に深刻な影響を与えることがあることを留意する必要がある。

いじめの態様として、以下のようなものが挙げられる。

○冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

○仲間はずれや、無視をされる。

○軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる。

○ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる。

○金品をたかられる。

○金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。

○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。

○パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめの認知についての考え方について

いじめの認知については、特定の教職員で判断することなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し認知していくことが必要。

いじめの判断について

○いじめられた生徒本人や周辺の状況などを客観的に確認する。

- 表面的・形式的に判断せず、背景調査を適切に行う。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- 被害者の救済を最優先にするために、被害感情を重視する定義とした法の趣旨を踏まえ、いじめられた生徒の感じる被害感情に着目して見極める。
- いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- 本人が苦痛を感じていなくても、状況からいじめと判断する場合もある。

(4)いじめに対する教職員の基本姿勢について

いじめの問題に対し、正しい共通認識及び適切な対処を行うため、いじめの問題への対処の在り方について、教職員間の共通理解を深め、いじめ事象を見過ごすことのないように努める。

いじめの問題の解決には一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きいことから、研修などを通して、資質向上を図る。年度当初の生徒指導研修をはじめ、特に道徳で扱う「いじめ」をテーマとした内容に関しては、共通した内容の指導を徹底するため、研修を重ねる。

2. 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1)いじめの未然防止について

○いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・班活動を通し、仲間で取り組むことを大切にする。
- ・班での役割や学級の委員・係活動で責任をもって取り組むことを目指す。
- ・QUを活用し、学級自治に取り組む集団づくりを目指す。

○教職員の指導上の注意

- ・魅力ある授業を実践することにより、生徒・保護者との信頼関係を確立する。
- ・善悪の判断をもとに、毅然とした態度で指導する。

○自己有用感や自己肯定感を育む

- ・美しい学級環境(掃除の徹底、荷物・ロッカーの整理、作品や掲示物)をつくる。
- ・一人一人が学級のかげがえのないメンバーであることを様々な取り組みを通して知る。

○児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

- ・生徒会活動を通じて、いじめをなくす活動へのメッセージを随時発信する。
- ・各学年「いじめ防止プログラム」に基づいた道徳の授業を行う。
- ・生徒同士で考えていく中で、「いじめを許さない」集団づくりを目指す。

- ・一人一人の違いを知り、良さを認め合う。

(2) いじめの早期発見について

○調査・実態把握

- ・班日誌や学級用ノート等を活用し、些細な変化を見逃さず、生徒とのコミュニケーションを図る。
- ・いじめのアンケートを、年3回(6月・10月・2月)に実施し、定期的な点検を実施する。
- ・情報モラル教育も含んだ防犯教室を年1回開催する。
- ・小学校と連携し、中学入学前の情報を丁寧に把握し、対応に心がける。

○相談体制

- ・教育相談を年3回の実施し、対話を大切にして、悩み等を相談できる体制を整備する。

○情報の取り扱い

- ・校区少年指導協議会や自治連合会定例会、地域教育協議会において、学校の状況を発信する。
- ・毎週木曜日1限目に校内生徒指導部会を開催し、各学年の状況を把握、課題克服への対応策を協議する。
- ・教育相談コーディネーターがスクールカウンセラーと連携を図り、今後の方針を検討する。

(3) 迅速な対応について

被害者、加害者のみならず、周辺生徒からも情報収集し、確かな事実の確認を行う。また、いじめ防止生徒指導課に一報をいれ、学校側の今後の対応について報告し、必要であれば支援を依頼する。

- ① 被害者・加害者を含む関係生徒の保護者へいじめの事実を報告し、今後の方針を伝える。
- ② 被害生徒への支援として、安心感を与える取組やカウンセラーへのつなぎ等に取り組む。
- ③ 加害生徒への指導として、原因の把握をした上で、毅然とした態度で指導し謝罪につなげる。
- ④ 関係生徒の保護者に来校を求め、謝罪の場を設定する。また、再発防止策を伝える。

(4) 特に配慮が必要な生徒について

○発達障害を含む、障害のある生徒

○海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒

○言語や宗教などの文化的な背景をもつ生徒

○性同一性障害や性的指向・性自認に関わる生徒

○東日本大震災により被災した生徒、又は原子力発電事故により避難している生徒

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生

徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(5)組織及び体制について

校内いじめ対策委員会を中核に据えて対応し、決して担任や顧問だけの判断で動かない。

委員：管理職・生徒指導主事・いじめ対応教員・養護教諭・スクールカウンセラー・

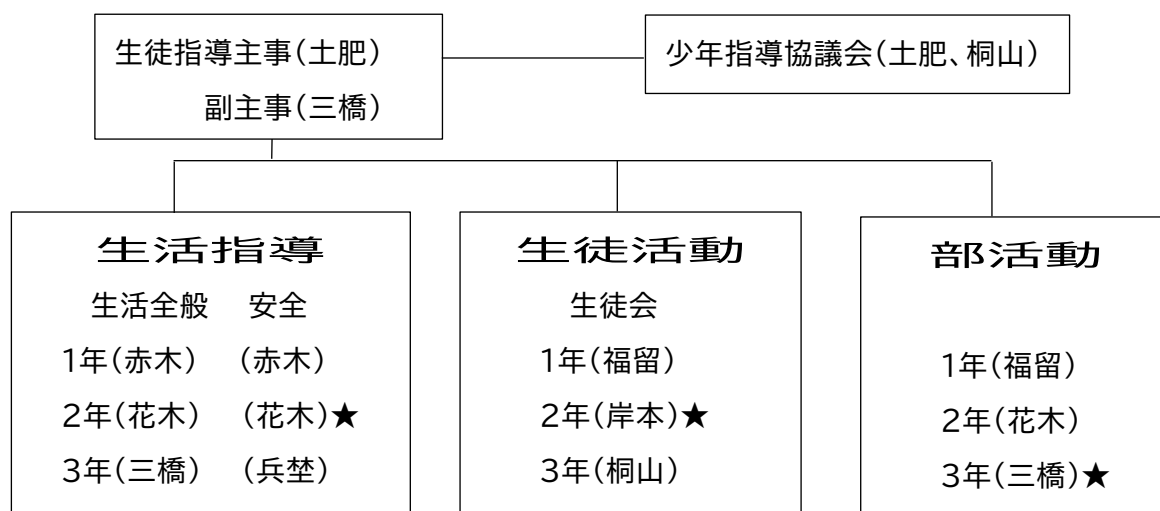
教務主任・学年主任・学年生徒指導担当・教育相談コーディネーター・特別支援教育コーディネーター

関係機関：奈良西警察署・いじめ防止生徒指導課・子育て相談課・

二名中学校区地域教育協議会・中央こども家庭相談センター・

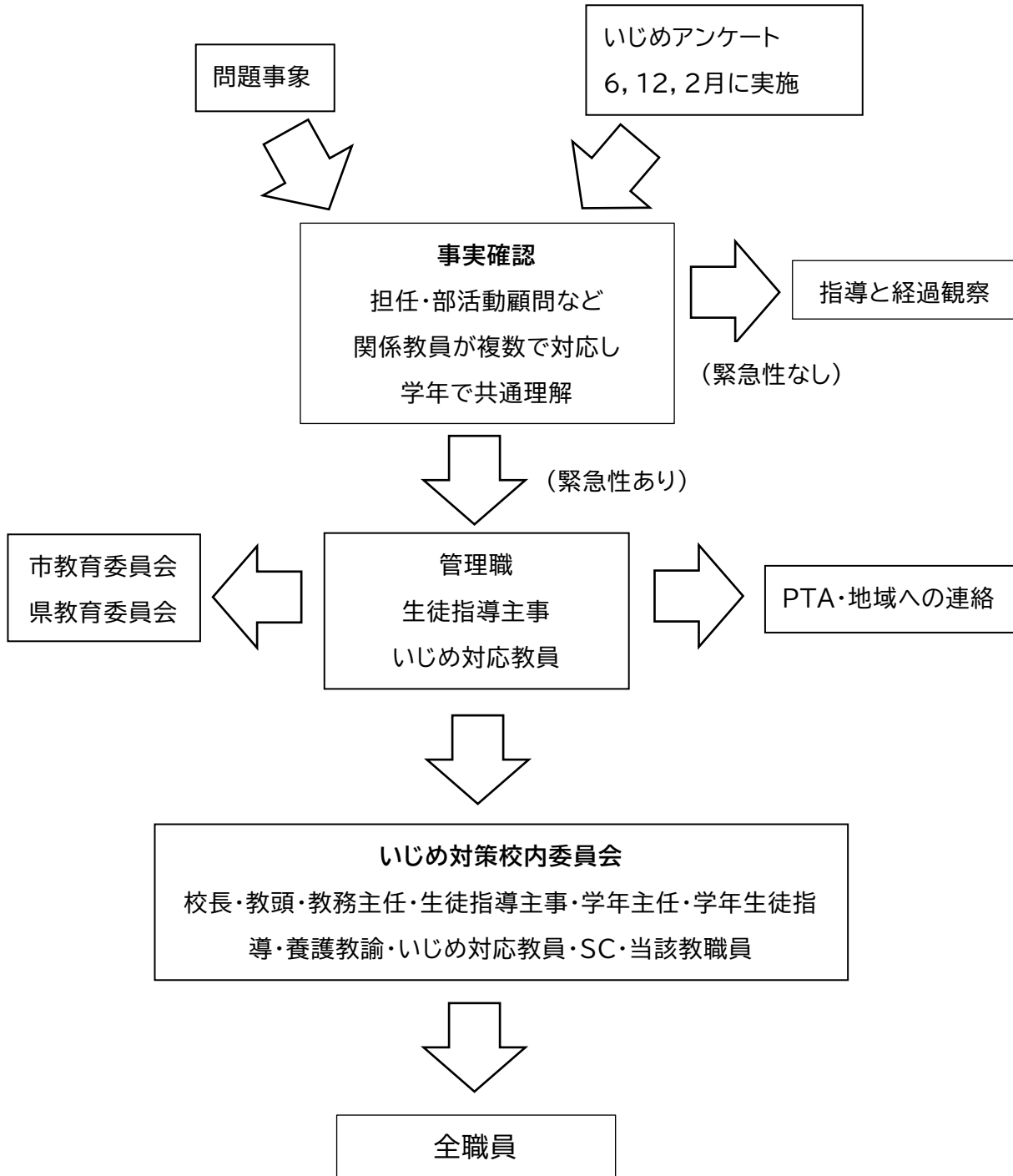
二名中学校区少年指導協議会・二名中PTA

生徒指導部組織



★・・・チーフ

いじめの問題に対する指導体制



3. 重大事態への対処

(1) 重大事態について

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

(2) 重大事態への対処の方法について

○学校は重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長への事態の発生について報告する。

○重大事態発生時における情報発信や報道対応については、該当生徒やその保護者のプライバシーを配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。

○調査にあたり、以下のような事実関係を可能な限り網羅的に調査する。

いつ頃から、誰によっていじめ行為が始まったか、そのいじめがどのように展開・拡大されていったか、その背景にはどういふことがあるか、どういふ人間関係上の問題があったか、それに対して教職員がどのように対応していったか、対応のどこに問題があったかなどを可能な限り網羅的に明らかにする。

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。学校は、附属機関などに対して積極的に資料を提供するとともに、調査の結果を重んじ、再発防止に取り組む。

ア) いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などを行う。

→いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査となるよう配慮すること。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行う。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学

校生活への復帰支援や学習支援を行う。

イ)いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などの調査を行う。

(3)調査結果の提供及び報告について

①調査結果の提供

○学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、必要な情報を提供する責任を有する。

○通報してきた生徒の人権や個人情報を守ることに留意する。

○情報提供にあたっては、適時適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

②調査結果の報告

○調査結果については、市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒やその保護者が希望する場合には、当該の生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

(令和2年 4 月改訂)